

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区 分	住民基本台帳 人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)令和3年度 の人件費率
令和4年度	人 1,524,026	千円 797,468,795	千円 21,150,140	千円 152,551,439	% 19.1	% 19.0

(注1) 住民基本台帳人口は令和5年1月1日現在の人口です。

(注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

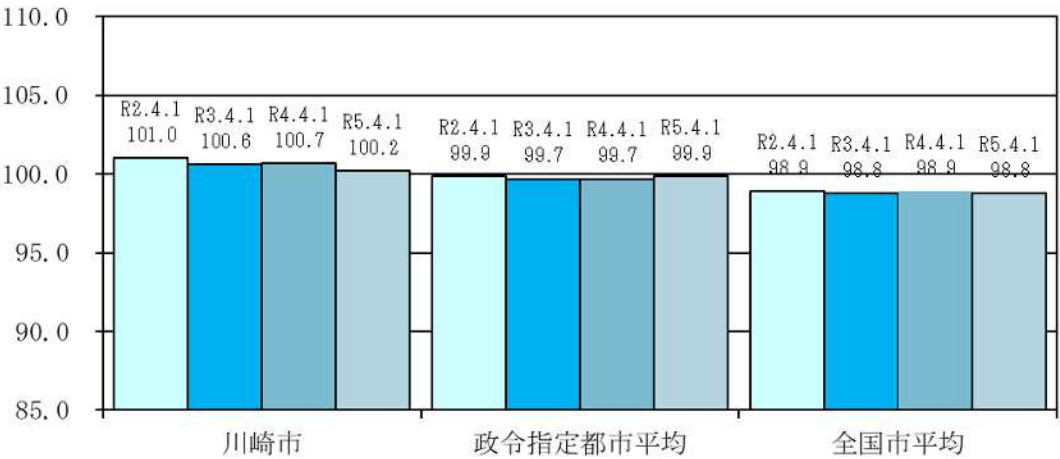
区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 16,660	千円 63,705,695	千円 22,111,002	千円 28,437,955	千円 114,254,652	千円 6,858	千円 6,665

(注1) 職員手当には退職手当を含みません。

(注2) 職員数については、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、令和4年4月1日現在の普通会計関係職員数です。なお、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数です。

※ 令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と職員構成が異なるため。

(4) 給与改定の状況

令和５年１０月６日に川崎市人事委員会が川崎市議会及び川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告及び勧告の内容と、勧告後の改定状況は次のとおりです。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和５年度	415,329 円	411,332 円	3,997 円 (0.97%)	引 上 げ (0.97%)	0.97%	0.96%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和５年度	4.50月	4.40月	0.10月	0.10月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

(給料表の改定実施時期) 平成 28 年 4 月 1 日

(内容) 行政職給料表(1)について、国の見直し内容を踏まえ、最大 3.6% 程度の引下げ。3 級以上の高位号給は、これに加え、最大 2% 程度の引下げ。3 級以上の高位号給の引下げに該当する職員のうち、新たな給料月額が保障する額に達しないこととなる職員には、平成 31 年 3 月 31 日までの間、経過措置(現給保障)を実施します。

他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本として引き下げます。ただし、医療職給料表(1)は、医師の処遇確保のため改定を行いません。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 16% に対し、川崎市においても 16% を支給。

(実施時期) 平成 28 年 4 月 1 日から実施。平成 28 年 4 月 1 日時点は 16% を支給。

(参考)

	平成 27 年度の支給 割合		平成 28 年度以降 の支給割合
	4 月 1 日 時点	遡及改 定後	
国基準 による 支給割合	13%	15%	16%
川崎市 の支給 割合	12%	—	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 28 年 4 月 1 日実施)